

○ 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成17年9月7日老老発第0907002号 厚生労働省 老健局老人保健課長通知）（抄）

	改	正	後	改	正	前
1 栄養ケア・マネジメントの実務等について				1 栄養ケア・マネジメントの実務等について		
(1) 栄養ケア・マネジメントの実務 ア・イ グローバル 栄養ケア計画の作成				(1) 略 ア・イ グローバル 栄養ケア計画の作成		
(2) 栄養ケア・マネジメントの実務 ア・イ グローバル 栄養ケア計画の作成				(2) 栄養ケア・マネジメントの実務 ア・イ グローバル 栄養ケア計画の作成		
① 管理栄養士は、前記の栄養アセスメントに基づいて、入所（院）者（i）栄養補給（補給方法、エネルギー・たんぱく質・水分の補給量、療養食の適用、食事の形態等食事の提供に関する事項等）、ii）栄養食事相談、iii）課題解決のための関連職種の分担等について、関連職種と共同して、栄養ケア計画を作成する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第12条若しくは第49条若しくは第61条において準用する第12条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第14条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第14条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第15条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第15条において作成することとされている各計画の中に、栄養ケア計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。				①～④ 略 ア・オ 栄養ケアの実施		
②・③ 略 エ グローバル 栄養ケアの実施				②・③ 略 エ グローバル 栄養ケアの実施		
①～④ 略 エ グローバル 栄養ケアの実施				①～④ 略 エ グローバル 栄養ケアの実施		
⑤ 管理栄養士は、栄養ケア提供の主な経過を記録する。記録の内容は、栄養補給（食事の攝取量等）の状況や内容の変更、栄養食事相談の実施内容、課題解決に向けた関連職種のケアの状況等について記録する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第8条若しくは第49条若しくは第61条において準用する第8条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する第12条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第14条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第14条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第15条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第15条において作成することとされている各計画の中に、栄養ケア計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。				⑤ 管理栄養士は、栄養ケア提供の主な経過を記録する。記録の内容は、栄養補給（食事の攝取量等）の状況や内容の変更、栄養食事相談の実施内容、課題解決に向けた関連職種のケアの状況等について記録する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第8条若しくは第49条若しくは第61条において準用する第8条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する第12条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第14条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第14条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第15条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第15条において作成することとされている各計画の中に、栄養ケア計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。		

る基準第9条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第9条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第10条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第10条に規定するそれをサービスの提供の記録において管理栄養士が栄養ケア提供の経過を記録する場合には、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために栄養ケア提供の経過を記録する必要はないものとする。

#### キ モニタリングの実施

##### ① 評

- ② 関連職種は、長期目標の達成度、体重等の栄養状態の改善状況、栄養補給量等をモニタリングし、総合的な評価判定を行うとともに、サービスの質の改善事項を含めた、栄養ケア計画の変更の必要性を判断する。モニタリングの記録は、別紙2の様式例を参照の上、作成する。

##### ク・ケ 評

#### 2 経口移行加算等について

経口移行加算にかかる経口移行計画及び経口維持加算に係る経口維持計画については、別紙3の栄養ケア計画の様式例を準用する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条若しくは第49条若しくは第61条において準用する第12条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第14条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第15条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第15条において作成することとされている各計画の中に、経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもつて経口移行計画又は経口維持計画の作成に代えることができるものとする。

なお、栄養マネジメント加算を算定している入所（院）者には、栄養ケア計画と一体のものとして作成する。

#### キ モニタリングの実施

##### ① 評

- ② 関連職種は、長期目標の達成度、体重等の栄養状態の改善状況、栄養補給量等をモニタリングし、総合的な評価判定を行うとともに、サービスの質の改善事項を含めた、栄養ケア計画の変更の必要性を判断する。モニタリングの記録は、別紙5の様式例を参照の上、作成する。

##### ク・ケ 評

#### 2 経口移行加算等について

経口移行加算にかかる経口移行計画及び経口維持加算に係る経口維持計画については、別紙3の栄養ケア計画の様式例を準用する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条若しくは第49条若しくは第61条において準用する第12条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第14条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第15条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第15条において作成することとされている各計画の中に、経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもつて経口移行計画又は経口維持計画の作成に代えることができるものとする。

なお、栄養マネジメント加算を算定している入所（院）者には、栄養ケア計画と一体のものとして作成する。

## 栄養スクリーニング（施設）（様式例）

別紙1

記入者氏名 (ふりがな)		作成年月日		年	月	日
氏名			男 ・ 女	要介護度		
	明・大・昭 年 月 日 ( オ )			特記事項 :		

## 低栄養状態のリスクのレベル

実施日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
リスク	低・中・高	低・中・高	低・中・高	低・中・高
身長(cm)	cm	cm	cm	cm
体重(kg)	kg	kg	kg	kg
BMI(kg/m <sup>2</sup> )	( ) 低・中	( ) 低・中	( ) 低・中	( ) 低・中
体重減少率 (減・増) 低・中・高	か月に( ) % (減・増) 低・中・高	か月に( ) % (減・増) 低・中・高	か月に( ) % (減・増) 低・中・高	か月に( ) % (減・増) 低・中・高
血清アルブミン値 * (検査日)	g/dl ( / ) 低・中・高			
食事摂取量	主食 割 副食 割 (内容: )			
栄養補給法	□経腸栄養法 □静脈栄養法 中	□経腸栄養法 □静脈栄養法 中	□経腸栄養法 □静脈栄養法 中	□経腸栄養法 □静脈栄養法 中
褥瘡	□褥瘡 高	□褥瘡 高	□褥瘡 高	□褥瘡 高

※検査値がわかる場合に記入

## &lt;低栄養状態のリスクの判断&gt;

上記の全ての項目が低リスクに該当する場合には、「低リスク」と判断する。高リスクにひとつでも該当する項目があれば「高リスク」と判断する。それ以外の場合は「中リスク」と判断する。

リスク分類	低リスク	中リスク	高リスク
BMI	18.5~29.9	18.5未満	
体重減少率	変化なし (減少3%未満)	1か月に3~5%未満 3か月に3~7.5%未満 6か月に3~10%未満	1か月に5%以上 3か月に7.5%以上 6か月に10%以上
血清アルブミン値	3.6g/dl 以上	3.0~3.5g/dl	3.0g/dl 未満
食事摂取量	76~100%	75%以下	
栄養補給法		経腸栄養法 静脈栄養法	
褥瘡			褥瘡

## 栄養アセスメント・モニタリング（施設）（様式例）

別紙2

【I】（全員に作成）

実施日 年 月 日

氏名		記入者	
身体状況、栄養状態、食事・栄養補給に関する利用者及び家族の意向			

実施日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
健康感・意欲（心身の訴えを含む）				
生活機能・身体機能				

身体計測

実施日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
体重(kg)				
BMI (kg/m <sup>2</sup> )				
体重減少率(%)				

食事の提供のための必要事項

食欲の有無	有	無	有	無	有	無
留意事項（嗜好、禁忌、アレルギー、環境等）						
食事形態						
療養食の指示						
食事摂取行為の自立	自立 介助( )	自立 介助( )	自立 介助( )	自立 介助( )		
その他						

多職種による栄養ケアの課題

実施日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
1. 皮膚（褥瘡等）	□	□	□	□
2. 口腔内の問題	□	□	□	□
3. 食欲低下	□	□	□	□
4. 摂食・嚥下障害	□	□	□	□
5. 嘔気・嘔吐	□	□	□	□
6. 下痢	□	□	□	□
7. 便秘	□	□	□	□
8. 浮腫	□	□	□	□
9. 脱水	□	□	□	□
10. 感染	□	□	□	□
11. 発熱	□	□	□	□
12. 経腸栄養	□	□	□	□
13. 静脈栄養	□	□	□	□
14. 医薬品の種類と数、食品との相互作用 具体的に記載	□	□	□	□

## 【Ⅱ】(中リスク、又は高リスクの者に作成)

臨床検査（検査値がわかる場合に記入）

検査日	年月日	年月日	年月日	年月日
血清アルブミン(g/dl)				

## 栄養補給

食事摂取 状況	主食(割) 副食(割)				
間食・栄養補助食品に関する事項(種類、量、回数など)	無 有( )	無 有( )	無 有( )	無 有( )	無 有( )
経腸栄養・静脈栄養に関する事項(ルート、種類、量、回数、速度など)	無 有( )	無 有( )	無 有( )	無 有( )	無 有( )
食事	エネルギー(kcal) たんぱく質(g) 水分(ml)				
間食・栄養補助食品	エネルギー(kcal) たんぱく質(g) 水分(ml)				
経腸・静脈栄養	エネルギー(kcal) たんぱく質(g) 水分(ml)				
合計	エネルギー(kcal) たんぱく質(g) 水分(ml)				

## 栄養補給量の算定

エネルギー消費量(kcal)				
必要エネルギー(kcal)				
必要たんぱく質(g)				
必要水分量(ml)				
栄養補給法の選択及び移行の可能性				
他職種によるアセスメントの結果				
総合的評価・判定				

## 栄養ケア計画書 (施設) (様式例)

別紙3

氏名:	殿	入所(院)日: 年月日
作成者:		初回作成日: 年月日
利用者及び家族の意向		作成(変更)日: 年月日 説明と同意日 年月日
解決すべき課題(ニーズ)	低栄養状態のリスク(低・中・高)	サイン
長期目標と期間		続柄

短期目標と期間	栄養ケア(①栄養補給、②栄養食事相談、③多職種による栄養ケアなど)	担当者	頻度	期間
特記事項				

## 栄養ケア提供経過記録

月日	サービス提供項目